

いわき市を拠点に運輸業を営んでいた申立会社が原発事故前に福島第一原発敷地に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかったクレーン車の財物損害について、実際の使用可能期間を想定して法定耐用年数よりも長い償却期間を前提に損害額が算定された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- (1) 下記クレーン車（以下「本件クレーン車」という。）にかかる
財産的損害

自動車登録番号：〇〇

自動車の種別：大型特殊

1 7 3 2 万 9 5 4 4 円

- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

5 1 万 9 8 8 7 円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、合計金1784万9431円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 本件クレーン車の所有権及びそれに伴う手続

- (1) 申立人及び被申立人は、民法第422条に基づき、本件クレーン車の所有権について被申立人が代位することを相互に確認する。
- (2) 申立人と被申立人は、本件クレーン車の所有名義に関する移転登録手続の時期・方法等について別途協議の上定める。
- (3) 申立人は、上記移転登録手続に協力し、同手続で必要となる書面を被申立人に交付する。なお、申立人は、本件クレーン車の所有権移転及び移転登録手続に関し、第2項に記載されたもの以外の金銭の請求を行わない。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(2)記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月9日

(仲介委員 荒井史男)